

2023年5月1日号

防府市の補助金募集第2弾が開始されました！

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 号外

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の弘中でございます。

風薫る5月、鯉のぼりが青空に映える季節となり、皆様にはますますお元気でお過ごしのことと存じます。

今回は、中小事業者を支援する「防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金」第2弾をご案内します。

この補助金は、物価高騰等の影響を受ける中、売上の向上や業務の効率化に資する事業に取り組む中小事業者を支援するため、この取組に必要な経費の一部を助成するものです。

※ 補助金対象者

注意：R.5.1.20～2.20 募集分において採択された事業主は対象外となります。

- ・市内に事業所を有する法人又は個人の方で、事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある方
- ・市税等に滞納がない方
- ・防府市暴力団排除条例に該当しない方
- ・宗教活動又は政治活動を目的としていない方

※ 補助金額 補助対象経費の4分の3、上限30万円（※1事業者1回限り）

※ 補助対象経費

1	機械装置等費	機械装置等の購入に要する経費（2を除く）
2	電子計算機等購入費	コンピュータまたは関連機器等の購入
3	ソフトウェア取得費	専用ソフトウェアの購入に要する経費
4	広報費	パンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ等を作成するための経費

5	開発費	新商品・サービスの開発のために必要な原材料、設計、デザイン、パッケージなどの経費
6	借料	機器・設備等のリース料・レンタル料
7	消耗品費	事業実施に必要な物品を購入するための経費
8	外注費・委託費	1 から 7 に該当しない経費で業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費

※ 補助対象事業

- ・新商品開発・新技術の導入を行う事業
- ・存商品・販売方法の改善を行う事業
- ・新事業展開・事業分野拡大を行う事業
- ・デジタル技術の導入を行う事業
- ・コスト削減（省エネ、カーボンニュートラル当）に資する事業

※ 申請期間 令和5年4月24日～令和5年5月31日

詳細はこちらをご参照ください。

<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/uploaded/attachment/125711.pdf>

なお、弊所ではこちらの補助金の申請代行は承っておりません。制度のご案内のみとなりますが、ご了承くださいませようお願いいたします。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
